

○旭市東京オリンピック事前キャンプ地誘致等推進本部設置要綱

平成26年10月27日

告示第179号

改正 平成28年3月30日告示第66号

令和元年8月16日告示第95号

(設置)

第1条 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京オリンピック」という。）の開催機会を捉え、本市を東京オリンピックの事前キャンプ地（以下「事前キャンプ地」という。）として誘致等を行うことで、市のスポーツ及び産業の振興に資することを目的に、東京オリンピック事前キャンプ地誘致等推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(組織等)

第2条 本部は、本部会議及び推進部会をもって構成する。

2 本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は、市長をもって充て、副本部長は、旭市スポーツ協会会長をもって充てる。

3 推進部会に部会長及び副部会長を置き、委員の互選により選任する。

(本部会議)

第3条 本部会議は、必要に応じて本部長が招集し、主宰する。

2 本部会議は、事前キャンプ地誘致活動及び聖火リレーの推進に関する事務を所掌する。

3 本部会議の委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、本部長が必要と認めるときは、他の者を追加することができる。

(推進部会)

第4条 推進部会は、必要に応じて部会長が招集し、主宰する。

2 推進部会は、事前キャンプ地誘致活動及び聖火リレーの展開に関する事務を所掌する。

3 推進部会の会員は、別表第2に掲げる団体又は組織に属する者をもって充てる。ただし、本部長が必要と認めるときは、他の者を追加することができる。

(事務局)

第5条 本部の事務局は、教育委員会体育振興課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月30日告示第66号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和元年8月16日告示第95号)

この告示は、公示の日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

市長
旭市スポーツ協会会長
旭市商工会会長
ちばみどり農業協同組合代表理事組合長
旭市スポーツ推進委員協議会会長
旭市陸上競技協会会長
旭市卓球協会会長
副市長
教育長
企画政策課長
商工観光課長
農水産課長

別表第2 (第4条関係)

旭市スポーツ協会
旭市商工会
ちばみどり農業協同組合
旭市スポーツ推進委員協議会
旭市陸上競技協会
旭市卓球協会
企画政策課

商工観光課
農水産課
教育委員会学校教育課
教育委員会生涯学習課